

第 4 号報告

平成29年度大分県一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 9 月 8 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成29年度 大分県一般会計補正予算（第 3 号）

平成29年度大分県一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,074,549千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 614,244,258千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 7 月 18 日 専 決

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金		95,163,090	105,642	95,268,732
	1 国 庫 負 担 金	27,272,198	10,503	27,282,701
	2 国 庫 補 助 金	66,675,553	95,139	66,770,692
12 繰 入 金		19,284,987	768,907	20,053,894
	2 基 金 繰 入 金	19,004,267	768,907	19,773,174

15 県 債		71,761,000	200,000	71,961,000
	1 県 債	71,761,000	200,000	71,961,000
歳 入 合 計		613,169,709	1,074,549	614,244,258

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	福 祉 生 活 費	66,652,822	490,278	67,143,100
	4 災 害 救 助 費	152,081	490,278	642,359
4	保 健 環 境 費	34,477,886	15,755	34,493,641
	1 公 衆 衛 生 費	24,049,226	15,755	24,064,981
6	農 林 水 産 業 費	51,703,291	54,171	51,757,462
	1 農 業 費	10,937,303	13,171	10,950,474
	4 林 業 費	12,223,306	40,000	12,263,306

	5 水 産 業 費	5,699,852	1,000	5,700,852
7 商 工 費		47,796,917	84,345	47,881,262
	1 中 小 企 業 費	38,852,100	30,000	38,882,100
	3 観 光 費	671,919	54,345	726,264
8 土 木 費		82,428,131	430,000	82,858,131
	3 河 川 海 岸 費	21,511,968	430,000	21,941,968
歳 出 合 計		613,169,709	1,074,549	614,244,258

第 2 表

地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	千円 200,000	証書借入れの方法により、国庫から借り入れる。	無 利 子	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、12年度間以内に元金均等の半年賦償還の方法により償還する。 ただし、借入条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行うことができる。